

# 岩手の多文化の子どもたち

—その背景と子どもの学習に向けて—



## はじめに

ある日、日本語のわからない子どもが突然教室にやってくる…、一昔前には考えられなかったことです。しかし今では県内どの地域でも、外国で生まれ育った子どもたちが、家族の来日に伴っていつやっ来てもおかしくない状況にあります。日本語がまったくわからない、友だちがなかなかできない、日本語はうまいのに授業についてこれられない…、さまざまな子どもたちがいますが、そんな子どもたちにどのように対応したらいいのでしょうか。このハンドブックでは、外国から来た子どもたちやその保護者に対して、どのように対応するのか、いくつかの例を交えながらその方法を示しました。まず、次のQ&Aで子どもたちの来日した背景や、子どもに対応するときの留意点などをご覧ください。

### Q1：なぜ、子どもたちは岩手にやってきたの？

岩手にやってくる子どもたちには、母親が日本人と結婚して呼び寄せられた子、日本に働きに来ている日系南米人の子、親が留学や研究等で日本に来たために一緒に連れて来られた子などがいます。中でも、婚姻した母親に呼び寄せられて中国からやってくる子どもが県内で増えています。また、日系の方々はよりよい職場を求めて頻繁に移動することが多いため、一箇所の滞在期間が短くなりがちです。そのため、子どもたちも新しく入った学校に慣れる暇もなく、転入転出を繰り返し、落ち着いて学習できない環境におかれることがあります。いずれにしても、子どもは自分の意思で日本にやってきたのではないため、何か問題にぶつかると、「なぜ自分は日本にいないかならなければならないのか」、「国に帰りたい」、と考えがちで、時には自己否定的な精神状態に陥ってしまう子どもも少なくありません。このような子どもには家族だけでなく、学校や地域など周囲がサポートし、子どもの居場所を作っていくことが大切です。

### Q2：外国からやってきた子どもたちは学校に行く義務があるの？

日本国籍がある場合には、小中学校は義務教育ですが、外国籍の場合には日本の学校教育を受けさせる義務はありません。しかし、国籍や在留資格にかかわらず子どもは教育を受ける権利を持っています。子ども自身や保護者が就学を希望する場合には、学校は教育の機会を保障する必要があります。市町村の教育委員会からは通常、就学年齢に達した外国籍の子どもたちにも就学案内が送付されます。また、在留資格のない子どもにも学校に行く権利がありますので、就学させるように保護者に働きかけていかなければなりません。岩手には外国人学校がないため、日本の学校に行く以外に学校教育を受ける機会はありません。教育を受けない子どもを作らないよう、地域全体で対応すべきです。

### Q3：子どもの行く学校やクラスはどうやって決まるの？

子どもが学校に行くことが決まると、市町村の教育委員会が校長に受け入れの打診をします。それを受けて、校長が入学を許可することになります。通常は住所のある学区の学校に入り、年齢相当の学年に在籍させます。ただし、外国籍等の子どもたちを多く受け入れている学校や、外国人児童生徒（日本語指導）担当教員を配置している学校が市町村にある場合には、そちらに入ることを勧められることもあります。岩手では、2007年度には、盛岡市立上田小学校、一関市立山目小学校、矢巾町立煙山小学校の3校に日本語指導担当教員が配置されています。自宅から離れた学校に通うことになる場合には通学の距離や時間、送迎の都合などを考慮して、無理のないように決める必要があります。学期途中で編入するときや、最終学年の場合には、日本語習得にかかる時間と教科学習の進み方を考えて、1学年下げて編入させることも検討します。

### Q4：日本語がわからない子どもが入ってきたらどうしたらいいの？

初めて受け入れる学校では「ことばがわからないのに、学校にいさせることができるのだろうか」と不安を感じると思います。そんなときには、学校だけで孤立せず、教育委員会や国際交流協会、大学などにぜひ相談をしてください。

日本語初期指導はできるだけ早く始めることが望ましいです。ただし、外国語あるいは第二言語としての日本語教育は、母語教育としての国語教育とはかなり異なるものですので、小学校の国語の教科書で国語と同じように指導をすることは避けてください。子どもたちにとって、日本語は外国語ですので、外国人の子どものための日本語教材などを使って指導を進めます。子どもの年齢によって指導方法もさまざまありますので、できれば、日本語教育の経験のある方の協力を得てください。ただ、日本語がある程度できるまではクラスに入ることは無理だということはありません。体育や音楽などの実技科目や給食、掃除などはクラスで一緒に過ごすようにすると、子どもたち同士の交流が生まれ早く慣れることができます。

また、日常会話はすぐに覚えますので、ことばについてはあまり問題がないように見えますが、実は学習言語の習得はそれほど簡単ではありません。日本語が上手なのに学習がうまく進まないという場合、学習言語の習得が進んでいない可能性がありますので、更に個別に日本語指導が必要です。人材や教材などの情報は教育委員会、国際交流協会、大学などに問い合わせてください。

#### Q5：日本語がわからない子どもや保護者とやりとりする方法は？

子どもや保護者とは、できれば通訳を介して面接を行い、情報のやり取りをします。通訳の確保が難しい場合には、翻訳された資料や単語リストなどを使ってわかりやすく話します。外国人集住地区の教育委員会などが学校通知の翻訳例集などを Web 上で公開していますので、それを活用することができます。

#### Q6：子どもが問題を起こしたらどうしたらいいの？

子どもはことばもわからず慣れない環境におかれ、相当なストレスの中で生活しています。そのため、自分のことをうまく表現できずに、周囲に対して暴力的になったり、身体的に不調を訴えたりすることがあります。このような問題行動が起こったときは、一方的にしかったり、突き放すようなことをせずに、できれば通訳などを介して落ち着いて子どもの話を聞くようにします。また、日ごろからまめに声をかけ、面倒見のいい子どもと一緒に行動するよう促すなど、子どもが学校に居場所を感じられるように配慮します。

#### Q7：すぐ帰国する子どもには日本語指導は必要ないの？

子どもは日々成長します。たとえ半年でも1年でも、学習を進めていく必要があります。日本の学校で学習するためには日本語学習は不可欠です。ただし、帰国の予定が半年以内に確定している場合、特に非漢字圏出身の子どもは漢字学習に時間がかかるため、読み書きの習得にあまり時間をかけられません。母語を活用して学習を進める方法などを保護者と一緒に検討します。

#### Q8：母語の学習は必要なの？

子どもは10歳～12歳ごろに基礎的な言語能力を築くと言われています。中学生ではほぼ基礎的な言語力は完成していますので、中学生以上の子どもの場合、母語を活用しながら教科学習をすることによって、学習内容の理解が深まります。また、母語は子どもと親とのつながりを認識するために必要なものです。親子のコミュニケーションを保つために、子どものアイデンティティーを確立するために、母語の学習は軽んじてはならないものです。ただし、そのためには保護者の意識、努力と周囲の理解が不可欠ですし、子ども自身にも2つの言語の学習をさせるための負担や覚悟が求められます。子ども自身が母語に接触する機会をさまざまな形で確保できるよう、環境をつくるのが大切です。

# 多文化の子どもの受け入れ手順

受け入れ支援が必要な子どもの把握

(住民登録窓口・外国人登録窓口)



受け入れ支援体制の構築と支援計画の作成

(市町村教育委員会・受け入れ校・人材バンク)



<日本語初期指導が必要な場合>

日本語初期指導

<対象と目的>

初めて日本の小・中学校へ就学する外国人児童生徒を対象に、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導をできるだけ集中的に行い、教科指導につなげる。

<方法>

担当教員（日本語支援加配教員）、教頭等の学校内支援教員、日本語初期指導員などにより、取り出し方式で指導を行う。教材は子どもの年齢、母語等によって適宜使用し、日本語だけでなく、教科学習と絡めた学習支援を行う。指導期間は概ね半年程度、週 2～4 回を目安とする。



<日本語初期指導が不要の場合>

教科指導

<対象と目的>

初期指導を修了した子どもを対象に、中・上級レベルの日本語指導と並行し、在籍学年に応じた教科学習を支援する。

<方法>

担当教員（日本語支援加配教員）、教頭等の学校内支援教員、日本語指導員などにより、取り出し方式あるいは入り込み方式で指導を行う。また、長期休暇や放課後などを活用した学校外支援も可能な限り行う。教材は JSL カリキュラム等を参考に、子どもの在籍学年と子どもの学習状況により適宜選択、編集する。